

藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者の指定について

藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市老人福祉センター藤美園
- 2 指定管理者 藤枝市岡部町内谷 1 4 0 0 番地の 1  
社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会  
会長 井田 久義
- 3 指定の期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで